

**公的統計作成等への行政データ・
民間データの活用について**

制度の見直しの背景と目指すべき方向性

背景

平成30年の統計法改正から約10年が経過した。この間、本格的な人口減少社会が到来するとともに、A I等のデジタル技術が急速に進展するなど、我が国を取り巻く環境は大きく変化しており、政府は、行政や社会におけるA I・データの利活用を推進している。

このような中、社会の情報基盤である公的統計についても、統計データの更なる利活用が期待される一方で、統計調査員の高齢化やプライバシー意識の高まり等により、従来の調査手法を維持することが困難となってきた。



目指すべき方向性

I 公的統計の作成（統計データの利活用推進のための基盤整備）

（1）公的統計作成等への行政データの活用

（2）公的統計作成等への民間データの活用

（3）経済統計の基盤整備（経済センサス・事業所母集団データベースの在り方等）

- ✓ 国・地方等の保有する行政データを積極的に活用できないか検討する仕組みの創設
- ✓ 国・地方等の行政データを最大限活用するために、国・地方等の間におけるデータ流通を促進する制度を整備
- ✓ 民間企業の保有するデータを公的統計の作成に利用するための制度の充実

II 公的統計の提供（統計データの更なる利活用の推進）

（1）事業所母集団データベースの機能高度化（データリンケージなどの分析基盤整備等）

（2）マイクロデータの利活用拡大

（3）A I等によるデータ分析に資する統計データの提供（機械可読性、データ標準化等）

目指すべき方向性のポイント

目指すべき方向性

✓ 国・地方等の保有する行政データを積極的に活用できないか検討する仕組みの創設

我が国において行政記録情報等（国及び地方）を活用している統計調査は、この10年間、毎年100件前後で推移（背景資料1）。一方で、韓国政府は「行政データ優先の原則」を掲げ、この10年間で103件から283件へと数を伸ばしている（背景資料4）。国の統計調査の実施に当たってはあらかじめ総務大臣の承認が必要であるが（背景資料2）、地方の統計調査にはそのような制度がないため、国と地方の双方に行政データの一層の活用を求める訓示的な規定を置きつつ、国の統計調査の承認基準に「行政データの活用」を加えられないか（方向性1）。

✓ 国・地方等の行政データを最大限活用するために、国・地方等の間におけるデータ流通を促進する制度を整備

我が国では、府省が他の府省に行政記録情報の提供を任意で求める規定しか存在しない（背景資料3）。これに対し、韓国では、地方公共団体や公的機関にも提供を求める規定があり、正当な理由なく提供を拒めないとする応諾義務もある。また、カナダでは提供依頼が義務的であるか任意であるかを首席統計官が決めることになっている（背景資料4）。統計作成のため、府省が地方公共団体に行政データの提供を求める規定を追加するとともに、地方公共団体も府省や他の地方公共団体に行政データの提供を求める規定を整備できないか（方向性2）。

✓ 民間企業の保有するデータを公的統計の作成に利用するための制度の充実

我が国において、民間企業の保有するデータを公的統計に活用する試みは10件程度に留まっており（背景資料6）、諸外国においても萌芽的な取組と位置付けられている。活用が進まない背景として、データの偏りやデータが高額になりがちな点などが挙げられるが、現行法では民間保有データを受領した後の情報の保護規定が十分に整備されていないなどの課題もあり（背景資料3）、提供する際の隘路になっている現状もある。データが今では民間企業にとっても重要な商材であることにも留意しつつ、その活用を促す制度設計ができないか（方向性2）。

附随して整理すべき事柄

✓ 統計調査の実施に係る名簿情報の法的位置づけの明確化

行政データや民間データを統計調査の実施に係る名簿に用いたいというニーズは高く、行政データの最も頻度の高い利用方法は母集団情報であるという結果もある（背景資料1）。このため、行政データに限らず、民間データも含め、名簿としての法的位置づけの明確化が必要（方向性3）。

✓ 情報の管理規定、目的外利用の禁止規定及び守秘義務規定の整備

行政データや民間データの授受を統計法によって拡大させることに伴い、統計法において情報管理規定、目的外利用の禁止規定及び守秘義務規定を措置する必要（方向性4）。